

第6号議案

蒲郡市行政手続条例の一部改正について

蒲郡市行政手続条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市行政手続条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市行政手続条例の一部を改正する条例

蒲郡市行政手続条例（平成9年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつ</u></p>	<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

でもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市長が規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 （略）

（続行期日の指定）

第22条 （略）

2 （略）

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 （略）

（続行期日の指定）

第22条 （略）

2 （略）

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益

及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の蒲郡市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

(蒲郡市公告式条例の一部改正)

3 蒲郡市公告式条例（昭和29年蒲郡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(告示、公告、公表等)</p> <p>第7条 この条例に定めるものを除き、法令の規定により市又は市長若しくは市の機関がしなければならない告示、公告、公表等一般に周知を要するものについては、第2条第2項の規定によりこれを行う。<u>ただし、法令又は他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。</u></p>	<p>(告示、公告、公表等)</p> <p>第7条 この条例に定めるものを除き、法令の規定により市又は市長若しくは市の機関がなければならない告示、公告、公表等一般に周知を要するものについては、第2条第2項の規定によりこれを行う。</p>